

泉佐野市建設工事合併入札要領

（趣旨）

第1条 この要領は、同一場所又は近接する場所で、同一時期に行う必要がある複数の建設工事について、従来の随意契約方式を見直し、競争性・公平性等を高めるとともに、円滑で適正な施工を行うことを目的として試行する合併入札方式の競争入札（以下「合併入札」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

（合併入札）

第2条 合併入札は、複数の工事のうち主たる工事（以下「本工事」という。）及び従たる工事（以下「関連工事」という。）が次の各号のいずれにも該当する場合に限り、行うことができるものとする。

- (1) 本工事及び関連工事を一の工事として設計する方法によらないこととする合理的な理由があること。
- (2) 本工事及び関連工事の施工者が異なる場合においては、かし担保責任の範囲が不明確となるなどの理由により、同一の者による施工が必要とされること。
- (3) 本工事及び関連工事の施工場所が同一又は近接する場所であること。
- (4) 本工事及び関連工事の請負契約の締結を同時に行うことができること。
- (5) 本工事及び関連工事の設計金額が、契約規則第21条第1号に定める額以上であること。

（実施の手続）

第3条 前条の規定に基づき合併入札を行うこととする場合において、予算担当課長又は工事担当課長若しくは契約担当課長は、その旨を本工事及び関連工事の施行伺に記載の上、別に定める合併入札依頼書（合併様式1又は2）を、総務部総務課に提出するものとする。

（実施の決定）

第4条 合併入札の執行については、第3条の規定に基づき依頼のあった工事とする。

（設計金額の算出等）

第5条 合併入札における設計金額（以下「合併入札設計金額」という。）は、本工事及び関連工事の設計金額の和とする。この場合において、諸経費を調整することが必要なときは、当該調整を行ったうえで設計金額を算出するものとする。

2 合併入札における予定価格（以下「合併入札予定価格」という。）、最低制限価格（以下「合併入札最低制限価格」という。）、入札書（以下「合併入札書」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 合併入札予定価格は、本工事及び関連工事の予定価格の和とする。
- (2) 合併入札最低制限価格は、本工事及び関連工事の最低制限価格の和とする。
- (3) 合併入札書への記載の金額は、本工事及び関連工事の合計額とし、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含まない金額とする。

3 泉佐野市契約規則第50条の3第1号に規定の適用については、合併入札設計金額によるものとする。

（工事費内訳書）

第6条 合併入札にあたり、入札時に同時に提出する工事費内訳書については、本工事及び関

連工事のそれぞれの工事費内訳書を作成、併せて内訳書合計表を作成し、それぞれに会社名及び代表者職氏名を記載し、契約書に使用する印鑑を押印のうえ提出しなければならない。ただし、入札要領等により、特に指示のあった場合は、その指示のあった方法による。

2 工事費内訳書の記載の金額は、消費税等を含まない額とする。

3 工事費内訳書及び内訳書合計表の提出がない入札、又は工事費内訳書及び内訳書合計表に不備がある入札は、無効とする。

（落札者の決定）

第7条 合併入札による落札者は、合併入札書に記載の金額が、合併最低制限価格以上で、合併入札予定価格以下のもののうち、最低の価格（合併入札落札金額）で入札した者とする。

ただし、本工事及び関連工事それぞれの工事費内訳書に記載の合計金額が、当該工事の最低制限価格以上で予定価格以下でなければならない。

なお、本工事及び関連工事それぞれの工事費内訳書記載の合計金額が、当該工事の最低制限価格を下回った場合は失格とする。

（契約金額の算定）

第8条 本工事及び関連工事の契約金額は、合併入札落札金額を合併入札時に提出した各工事の工事費内訳書に記載の合計金額によって分割した額に消費税等を加えた額として、それぞれの工事について請負契約を締結する。

（配置技術者等）

第9条 本工事及び関連工事に配置する技術者は、本工事及び関連工事で求める資格があれば、同一の者が兼ねることが出来るものとする。ただし、本工事と関連工事の契約金額の合計が、建設業法第26条第3項の政令で定める金額以上になる場合は主任技術者又は監理技術者は専任の者でなければならない。また、本工事と関連工事の下請負契約の請負代金の合計が、建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額以上になる場合は、監理技術者の資格を有する者を配置しなければならない。

2 本工事及び関連工事に配置する現場代理人は前項の技術者と兼ねることが出来るものとする。

（入札結果等の公表）

第10条 入札結果等の公表については、契約事務取扱要綱第84条の規定に従い公表するものとする。

（契約の手続き）

第11条 契約は、本工事及び関連工事それぞれで契約書を作成し締結する。

2 落札者決定以降の契約締結に関する事務は、上下水道局発注工事（水道事業分）は上下水道局経営総務課で取り扱い、それ以外の工事は総務部総務課で取り扱うものとする。

（その他）

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。